

たばこ特別税に関する政令の一部を改正する政令案新旧対照表

改正後

改正前

(担保の提供)

第三条 法第十三条第一項又は第二項の規定の適用がある場合において、たばこ税法第二十二條第一項、第二項若しくは第四項の規定により担保を提供する者又は同条第三項後段若しくは同法第二十三條第一項の規定により提供を命ぜられた担保を提供する者は、その提供する各担保物又は保証人の保証において、たばこ税額の九百十分の九十に相当するたばこ特別税額をあわせて担保しなければならない。

2 たばこ税法第十一条第二項又は我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第四十九條第二項の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定の適用については、同項中「九百十分の九十」とあるのは、「九百五十一分の四十九」とする。

3 省略

附則

(施行期日)

1 この政令は、令和九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間におけるこの政令による改正後のたばこ特別税に関する政令の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる同令の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
令和九年四	第三条第一項	九百十分の九十	八百九十九分の百

(担保の提供)

第三条 法第十三条第一項又は第二項の規定の適用がある場合において、たばこ税法第二十二條第一項、第二項若しくは第四項の規定により担保を提供する者又は同条第三項後段若しくは同法第二十三條第一項の規定により提供を命ぜられた担保を提供する者は、その提供する各担保物又は保証人の保証において、たばこ税額の八百九十二分の百八に相当するたばこ特別税額をあわせて担保しなければならない。

2 たばこ税法第十一条第二項の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定の適用については、同項中「八百九十二分の百八」とあるのは、「九百四十六分の五十四」とする。

3 同上

月一日から 令和十年三 月三十一日 まで	第三条第二項		令和十年四 月一日から 令和十一年 三月三十一 日まで	第三条第一項	
九百十分の九十	九百五十一分の四十九	九百十分の九十	九百五十一分の四十九	九百五十分の九十五	九百五十一分の四十九
一 八百九十九分の百	十二 九百四十八分の五	九百五十分の九十五	九百五十分の九十五	九百五十分の五	九百五十分の五